

平成 19 年度第 22 回定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 2 0 年 3 月 2 6 日 ( 水 ) 午後 2 時  
場 所 八王子市役所 6 階 6 0 2 会議室

## 第 2 2 回定例会議事日程

1 日 時 平成 2 0 年 3 月 2 6 日 ( 水 ) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 6 階 6 0 2 会議室

### 3 会議に付すべき事件

- 第 1 第 8 0 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申に関する事務処理の報告について
- 第 2 第 8 1 号議案 八王子市立学校教職員の指導に関する事務処理の報告について
- 第 3 第 8 2 号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令について
- 第 4 第 8 3 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について
- 第 5 第 8 4 号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について
- 第 6 第 8 5 号議案 個人情報保護管理責任者及び個人情報保護管理主任となる職を定める訓令について
- 第 7 第 8 6 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について
- 第 8 第 8 7 号議案 八王子市体育指導委員の委嘱について

### 4 報告事項

- ・ 子ども夢・感動体験事業の実施結果について
- ・ 平成 2 0 年度催し物等一覧について
- ・ 高尾の里拠点施設等基本設計の概要について

---

## 第 2 2 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成 2 0 年 3 月 2 6 日 ( 水 ) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 6 階 6 0 2 会議室

### 3 会議に付すべき事件

第1 第 8 8 号 議 案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について

第2 第 8 9 号 議 案 主幹教諭が担当する校務の範囲等に関する基準を設定する訓令について

第3 第 9 0 号 議 案 八王子市立学校教職員職務規程の一部を改正する訓令について

---

#### 八王子市教育委員会

##### 出席委員（4名）

委 員 長	（1番委員）	小田原 榮
委 員	（3番委員）	川 上 剋 美
委 員	（4番委員）	水 崎 知 代
教 育 長	（5番委員）	石 川 和 昭

##### 欠席委員（1名）

委 員	（2番委員）	細 野 助 博
-----	--------	---------

#### 教育委員会事務局

教 育 長（再 掲）	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	石 垣 繁 雄
学 校 教 育 部 参 事	
指 導 室 長 事 務 取 扱 （教職員人事・指導担当）	由 井 良 昌
教 育 総 務 課 長	天 野 高 延
学 校 教 育 部 主 幹 （企画調整担当）	穂 坂 敏 明
施 設 整 備 課 長	萩 生 田 孝
学 事 課 長	野 村 みゆき
学 校 教 育 部 主 幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	海 野 千 細
指 導 室 統 括 指 導 主 事	朴 木 一 史

生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
学習支援課長	牧野晴信
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当)	福田隆一
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	伊藤文丸
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	武田ヒサエ
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	石井里実
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	森文男
教育総務課主査	後藤浩之
指導室主査	古川洋一郎
教育総務課主査	町田和雄
スポーツ振興課主査	清水秀樹
生涯学習総務課主査	齋藤和仁

事務局職員出席者

教育総務課主任	久保陽子
教育総務課主事	石川暢人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は4名でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成19年度第22回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 3番 川上剋美委員にお願いします。

なお、本日追加日程の提出がありましたが、これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(はいの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第80号議案及び第81号議案、並びに追加日程第88号議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。

それでは、そのほかの案件について進行いたします。

---

小田原委員長 日程第3、第82号議案から日程第6第85号議案までの4議案、追加日程第89号議案及び第90号議案の2議案については、相互に関連いたしますので一括議題に供します。各案につきまして事務局から御説明願います。

天野教育総務課長 第82号議案からの分でございますけれども、私ども教育総務課と指導室にかかわる分がございますので、指導室のほうから御説明させていただきます。

古川指導室主査 私のほうからまず、指導主幹教諭が担当する校務の範囲等に関する基準を設定する訓令について、第89号議案から説明させていただこうと思いましたが……

天野教育総務課長 申しわけありません。教育総務課のほうから御説明させていただきます。

○後藤教育総務課主査 それでは、ただいま一括議題となっております第82号議案、83号議案、84号、85号議案について御説明申し上げます。

まず、85号議案の次についております「学校教育法改正に伴う関係規則等の改正について」の説明資料をごらんいただきたいと思います。A3版の資料になります。

左側にあります学校教育法上の職についてでございますけれども、網かけしてございます副校長、主幹教諭、その下の指導教諭が、学校教育法が改正されたことで新たに設けられました。これまでの教頭につきましては、一定の事案決定権を有していましたが、根拠となる事案決定規程が現実的に機能していない状況もありましたことと、学校によりまして処理すべき職務の範囲や責任の度合いが相違しておりました。そこで、これまでの教頭の権限の拡充を図るとともに、校長決定事項の一部を移譲しまして、副校長職を規定しております。

右上の「八王子市立学校の管理運営に関する規則の改正(概要)」をごらんいただきたいと思  
います。ここで副校長職について規定しようとする内容ですか、学校教育法上の副校長の職の  
規定と教頭の職の規定の両方を含んでおります。したがって、八王子市立小・中学校の副校長  
については、八王子以外の他市、23区も同様でございますけれども、副校長の仕事と教頭の  
仕事の両方を担っていただくこととなります。

副校長の職務についてですけれども、第7条第2項にありますとおり「副校長は、校長を助  
け、命を受けて公務をつかさどり、及び校務を整理する」というように規定してございま  
す。この内容は、同条第4項で委員会が別に定めることとしまして、具体的には、副校長の委任事  
項ということで資料のほうをお配りしてございますけれども、内容についてはそれを想定させ  
ていただいています。教頭の職は、これまでの学校教育法第28条第4項の規定と同じとしま  
して、同条第3項としております。また、学校教育法では、「副校長は、置くことができる」と  
いう規定でございますけれども、必ず置く教頭の職を兼ねておりますので、第1条にあります  
ように「学校に副校長を置く」というような規定をしてございます。

次に、主幹教諭についてでございますけれども、これまで八王子市を含め東京都では、独自  
に主幹職を置いておりました。この学校教育法の改正に伴いまして、これまでの主幹職に相  
当する主幹教諭を新たに設けることといたしましたので、八王子市立学校の管理運営に関する  
規則におきましても、主幹教諭の規定を設けております。文言はかなり変わっておりますけれ  
ども、内容としては大きな変更はございません。これまで原則として、教務主任、生活指導主  
任、進路指導主任を兼務することとしておりましたけれども、第7条の3第4項にありますよ  
うに「主幹教諭が相当する校務の範囲は、教育委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定  
する」として、校長に委ねることといたしました。なお、委員会が別に定める基準は、後ほど  
の89号議案で御審議をいただくようになります。

以上が第83号議案の主な内容です。

関連します第82号議案、84号議案、85号議案については、教頭を副校長としたことに  
伴う改正が主なものです。なお、84号議案の八王子市立学校事案決定規程には、新たに位置  
づけします副校長の権限に属する事務の決定権限、決定手続等を規定しておりました。これは  
第3条になります。また、第85号議案の個人情報保護管理責任者及び個人情報保護管理主任  
となる職の指定につきましては、これまで平成8年に教育長訓令により規定していたもので  
すか、平成15年に教育長に委任する事項を整理した際、教育委員会訓令として規定し直すこと  
を述べていたものでございまして、これまでの教育長訓令は廃止して規定するものというこ  
とで、教育委員会の訓令として新たに設定したいと思っております。

最後に、第82号議案の教育委員会事案決定規程の改正にあります、「広報及び広聴」につ  
いてですけれども、八王子市では、広聴と広報につきましては、「公」ではなく「広」という漢字  
を充て、広聴と広報の順で言いあらわしていますので、教育委員会事務局処務規則と同様に、  
今回、規定整備を行うものでございます。

教育総務課からは以上でございます。

○小田原委員長 続けてどうぞ。

○古川指導室主査 続きまして、第89号議案、主幹教諭が担当する校務の範囲等に関する基準を設定する訓令について、説明させていただきます。

先ほど御説明しましたとおり、八王子市学校管理運営規則の第7条の3におきまして「主幹教諭を置くこととする」ということで規定しております、その主幹教諭につきまして、同規則の第7条の3第4項におきまして「主幹教諭の担当する校務の範囲を委員会で定める」、この規定に基づきまして、今回の基準を設定する訓令を議案として提出いたしました。

内容といたしましては、関連資料としてつけさせていただきました「主幹職が兼務する主任及び担当する校務の範囲等に関する基準」をもとに作成しております。こちらのほうは、現行の主幹職につきましては、主任を兼務するという形をとってございましたけれども、新しく主幹教諭につきましては、この主任の職務を抱合するという考えがありますので、主任を兼務するという考え方がなくなりました。その関係上、こちらの現行の主幹職が兼務する主任及び担当する公務の範囲等に関する基準は、すべて附則において廃止いたしまして、新しく基準を設定するものでございます。

教育総務課が説明いたしましたように、内容につきましては、現行の主幹職が主任を兼務した後の職務内容と、新たに設定します主幹教諭の職務内容は同じように設定してございます。

1点だけ、基準におきまして、第3の2にございますけれども、こちらのほうを新しく設定させていただきました。「主幹教諭に上記に規定する校務の範囲以外の校務を担当させることができる」。この場合は協議が必要となりますけれども、こちら、教育活動において学校の運営がより適正に進められるよう、校長の考えにおいて教育委員会と協議をした結果、弾力的に主幹にこれまでの主任を兼務させないこともできるという規定も設けました。

以上が、89号議案でございます。

続きまして、90号議案、八王子市立学校教職員服務規定の一部を改正する訓令でございますが、こちらのほうは、学校管理運営規則で、教頭を副校長と改めることに伴いまして、文言を教頭から副校長に改めるものでございます。

以上でございます。

小田原委員長 事務局からの説明は終わりました。本案について御意見ございますか。

水崎委員 いろいろあって頭の中がなかなか整理できないんですけど、こういうことをすることによって、学校の運営というのはしやすくなるんですか。それとも、特に変わることはなく今までどおりなんですか。負担が大きくなるとか、そういった学校の先生方の動きに影響というのは、どの程度なんでしょうか。

天野教育総務課長 ここで、副校長ということでこれまで呼称の部分がありましたけれども、役割として、校長、副校長の役割というのが明確化してきたという部分があります。ですから、内容的には、責任というか、決定の関係が明確になったという部分で、特に内容的には変わらないと思います。現実的には。

○水崎委員 副校長先生自身は、今よりも動きやすい。特に変わらない。

天野教育総務課長 動きやすくなると思います。

小田原委員長 内容的に変わらないのに何で変えるの？ 変える意味があるから変えるんじゃないの？

天野教育総務課長 副校長に関しましては、これまで教育長が校長に権限をすべて委任しておりましたけれども、その一部を副校長に委任させています。これまでは法的な裏づけがなかったために、そういったことはできずに、すべて校長に委任しておりました。副校長に委任することによって、副校長自体の責任において副校長自身が考え行動するというところで、副校長を含め組織的に学校が教育の課題に向けて動いていけるという体制をつくるものになっています。

小田原委員長 もっともっとあるはずなんですよ。学校教育法のとおりに東京都も八王子もしていないわけでしょう。

天野教育総務課長 はい。

小田原委員長 何で東京都がなくて八王子もしないわけですか。

天野教育総務課長 東京都とは同じにしています。

小田原委員長 東京都も八王子も、何で学校教育法のと通りの人事配置を考えないんだ。それをしていんだけど、今その余裕がないから、だから今回は、教頭は全部副校長にするわけだけど、教頭は置かないわけですよ。置くことができるんだけど。その前段階としては、今こういう改正をするんだという位置づけは明確にしておかないと、今の水崎さんの質問には、答えにならないわけでしょう。もっと学校を組織的にするというのはどういうことなのか。それを整えているわけですよ。これがいいか悪いかという話は立場によって違ってくるだろうと思うけれど、学校としてはやりやすい形を整えてきている。じゃ、仕事はどうなのか。仕事はきちんとやりなさいという、それも明確化されてきているわけですね。そういった意味では、忙しくなるかもしれませんね。

天野教育総務課長 役割として確かに明確になってきていますから。

小田原委員長 明確になってくるからね。権限も、主幹にはきちんと法的に与えると。それにあわせて管理運営規則もそういうふうに行っているということだね。だから、そういうふうにつきんと言わないとまずいんじゃない。変わらないのではなくて、これによって学校も変えていくんだと。

ほかにいかがですか。将来的には教頭を置くようにしたいですよ。ただ、教頭を置くよりは教員を一人置いたほうがいいから……。

○石川教育長 おわかりになりますか。要するに、学校教育法は、校長がいて、副校長がいて、教頭がいて、主幹、指導教諭がいて、教諭がいるんですよ。東京都は教頭職を副校長に代えて教頭を置かないと、こういうことを言っているわけですよ。

○小田原委員長 教頭職を置いたら増員になるわけですよ。しかも管理職手当がつくわけだから、その財源というのが大変になってくる。それだったら教員を一人多く置いといたほうがいいとなるわけだね。その財源があるならばね。教員の格付けがいいのかという話は別にあるだろうけれども、モラルアップにもなるだろうし、責任も果たすだろうし、指導体制というか、

教員の質を上げるための指導体制というのもできてくるだろう、そういうことですよ。それを期待したいと思いますけど。ただ、学校を回ってみて、必ずしも校長、教頭、副校長が評判がよくない部分もありますので、ぜひ悪の再生産にならないようにしていただきたいと思います。

では、よろしいですか。ということで、８２号議案から８５号議案、８９号議案及び９０号議案まで一括して御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長　では、御異議ないものと認めます。よって、第８２号議案から第８５号議案、第８９号議案及び第９０号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

次に、日程第７、第８６号議案、学校運営協議会を設置する学校の指定についてを議題に供します。本案について教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長　それでは、８６号議案でございます。学校運営協議会を設置する学校指定について御説明いたします。説明は町田主査から行います。

○町田教育総務課主査　第８６号議案、学校運営協議会を設置する学校の指定についてでございます。去る平成２０年１月１６日の教育委員会定例会におきまして御了解いただきました平成２０年度よりの地域運営学校の試行校４校につきまして、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第３条の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校として指定する議案でございます。

指定する学校は、陶谿小学校、浅川小学校、元八王子中学校、城山中学校でございます。

この間に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５第９項の規定に基づきまして、東京都教育委員会に協議し、３月４日付回答文書を３月６日に收受いたしております。本日議案として上程することとなったものでございます。

なお、学校運営協議会の委員についてでございますが、本日学校の指定を決定いただきましたら、規則第４条第２項の規定に基づきまして、指定学校の校長より委員が推薦される予定でありまして、規則第４条第４項により、これを尊重して、教育長において決定する予定でございます。追って教育委員会定例会にて御報告いたします。

また、平成１９年度地域運営学校を試行実施しております宮上中学校の学校運営協議会委員につきまして、定数１０名に満たない状況であるために、増員したい意向がございます。これにつきましても決定した後に御報告させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○小田原委員長　教育総務課からの説明は終わりました。本案について御質疑ございませんか。御意見を含めていかがでしょうか。

○水崎委員　今指定されている東浅川小と六中と宮上中は、モデル校という形ですね。

天野教育総務課長　はい、試行校です。

○水崎委員　今回のこの４校も、モデル校追加という受け取り方でよろしいですか。

天野教育総務課長　はい。



- 水崎委員 評議員制度との関連も、その中で一緒に、検討していただければと思います。
- 天野教育総務課長 実際にここでの検証の内容につきましても、評議員制度との関連についてというのが、これも課題になっておりますので、1年目の中ですからどこまでかはちょっとわからなくなりますが、その検証をして、2年目もまた続けていきたいというふうに思っています。
- 小田原委員長 懇談というのは、どういうメンバーでやるんですか。
- 天野教育総務課長 各協議会の校長と、会長、副会長、こういった方々と懇談を持とうと思っています。
- 小田原委員長 と、だれが？
- 天野教育総務課長 私どものほうの事務局と。三者の中で、3校と、事務局とで、そこで話し合いを持つというようなことでやっていきたいと思っています。
- 小田原委員長 そこに新しい学校の方々は入らないんですか。
- 天野教育総務課長 今回は入っておりません。
- 小田原委員長 オブザーバーで入って、そこでどうしていくかというようなことを考える糸口というか……。
- 天野教育総務課長 ここできょう指定の決定をいただきましたら、それからメンバーの関係を願いしようと思っていますから、そこまでちょっと間に合わない状況があるかと思います。
- 小田原委員長 校長とかをオブザーバーに入れてというようなことを考えていったほうが良いと思いますよ。出発した後、スムーズに行くためにはね。
- 天野教育総務課長 はい、わかりました。
- 小田原委員長 そのほかいかがでしょうか。
- 卒業式とか学校訪問に行きますと、やりたくてもあとわずかで退職だとかそういう任期を考えると、自分がやって途中で終わるのは忍びないという校長もいたんですけど、それについてはどう考えますか。
- 天野教育総務課長 すみません、ちょっと……。
- 小田原委員長 もしそういうような校長がいるんだったら、私はその校長は校長としてはけしからんというふうに思うわけなただけど、やるならばやって残してくれというのなら残してもらおうとか、あるいは続けてやってくれる人を送ってくださいとかいうふうにして種をまくということはやらなければいけないと思うんだけど、そういうこともぜひ校長に働きかけて、やるのならばとにかく手を挙げてというふうなことにしてほしいなと思います。
- 天野教育総務課長 はい、わかりました。
- 小田原委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。
- では、お諮りいたします。第86号議案につきましては、このように決定するということについて御異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第86号議案につきまして、そのようにお

願いいたします。

次に、日程第 8、第 87 号議案、八王子市体育指導委員の委嘱についてを議題に供します。

本案についてスポーツ振興課から御説明願います。

○遠藤スポーツ振興課長　それでは、第 87 号議案、体育指導委員の委嘱について御説明申し上げます。説明のほうは清水主査からいたします。

○清水スポーツ振興課主査　それでは、八王子市体育指導委員の委嘱について御説明申し上げます。

平成 20 年 3 月 31 日をもって任期満了となります八王子市体育指導委員につきまして、梅澤勝彦外 28 名を再任とし、新たに師岡照子外 9 名を適任と認め、合計 38 名に、スポーツ振興法第 19 条の規定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日付で委嘱しようとするものであります。

八王子市体育指導委員は、定数 49 名以内とし、「社会的信望がありスポーツに関する深い関心と理解を持ち、その職務を行うに必要な熱意と能力を有する者を任命する」と規定されております。また、地区体力づくり運営委員や総合型地域スポーツクラブ設立委員などを経験され、スポーツに精通していることなどを考慮し、選任したところでございます。

以上でございます。

○小田原委員長　スポーツ振興課からの説明は終わりました。本案について御質疑、御意見を含めて願いいたします。

○水崎委員　ここに載っている方については実際にどういう方が私はわかりませんので、推薦していただいた方を信用するしかないと思うんですけども、体育指導委員というその内容についてちょっと教えていただきたいんですけど、委嘱を受けて非常勤の行政委員となるわけですね。具体的な活動内容、年間での活動日数とか、あと活動報告は提出するのか、しないのかとか、あと、そういう体育指導委員に対してどういう協力の要請の仕方というんですか、そういうところを教えていただきたいんですけど。

○遠藤スポーツ振興課長　体育指導委員につきましては、選考の中で地区から推薦された方が選ばれたというのは、水崎委員がおっしゃるとおりなんですけど、業務というか内容としましては、地区と行政の間に入っていただいて、体育の行事であるとか、あるいはスポーツの振興を図る行事であるとか、そういうものに参加していただいているものです。この前の東京マラソンなんかでも、八王子市の体育指導委員が応援に行っています。また、私どもの駅伝も当然、八王子市の体育指導委員がボランティアで参加していただいているような、そういうようなこともやっております。あと、スポーツの振興については、八王子生まれのネオテニスというスポーツがあるんですけど、そういうものの普及であるとか、そういうものもやっております。

○小田原委員長　マラソンのボランティアと体育指導委員というのは違うんじゃないの。質問にきちっと教えてくださいよ。体育指導委員の仕事というのは何なのだと聞いているわけだから、こうなんですと言わないといけないんじゃないの。

○清水スポーツ振興課主査　「八王子市体育指導委員に関する規則」というのがございまして、その第 2 条に「職務」ということで規定してございます。大きく 5 つに分けてございまして、1

つ目が、住民の求めに応じたスポーツ・レクリエーションの実技指導及び助言です。2つ目が、総合型地域スポーツクラブの設置運営のための指導及び助言。3つ目が、学校などの教育機関その他行政機関の行うスポーツ・レクリエーションに関する行事及び事業について、その求めに応じた協力をする。4つ目が、八王子市スポーツ振興基本計画に則り、住民の身近な立場から、スポーツ・レクリエーションの推進を行う。最後に、5つ目が、前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ・レクリエーション振興のための指導、助言及び協力ということで、規定されております。

○水崎委員 どうして私が今これをお聞きしたのかというのは、実は教育支援ボランティアというのを今やっていますね。そこでも体育教科の支援とか、クラブ・部活動の指導とか、各種スポーツ・レクリエーションの行事の支援とか、そういうことを教育支援ボランティアでやっただけだと思われていると思うんです。それはボランティアでぜひというやり方ですよ。体育指導委員の方へは、そういうお願いとかは、どうなっているのかなと思うんですけど。

○清水スポーツ振興課主査 実際に先ほど課長のほうからもありましたが、ドッジビーとか、いろいろなスポーツの指導の要請は、スポーツ振興課を通して、または学校を通して依頼があれば、そちらに派遣で出向くという形はとっておりますので、いろいろな要求に応じまして柔軟な対応をとる形は考えております。ですので、今おっしゃられたような形で、要請があれば、その内容を吟味させていただきまして、協力するという形はとれるのではないかと考えております。

○水崎委員 じゃ、学校がそういう人に来てほしいとなれば、教育支援のボランティア、人材バンクに登録してなくても、体育指導委員の方に頼めるということなんですか。また別のものなんですか。

○小田原委員長 もうちょっときちんととらえなければいけない。体育指導委員は、なぜ番号がついているの？そこを考えて、例えば6番とか8番というのは新任があって新しく入るわけだから、普通だったら欠番がだんだん詰まって行って新任は後ろにくつつくはずなのに、そうじゃないわけでしょう。それはどういうことなのかというと、この人たちは地区に縛られているわけでしょう。だから、番号を動かさないわけでしょう。6番のところには6番の地域の人を充てるわけでしょう。そういうことを考えていったら、今の教育支援ボランティアとは違うんだということをはっきりさせなければだめですよ。

○石川教育長 全然違うでしょう。こっちは委嘱して報酬を出しているでしょう。そういうことをはっきりしなければだめだよ。

○小田原委員長 そう、はっきり言わないとだめだ。性格が違うんだから。体育の指導ができる方々だから、全部じゃなくても専門的なものを持っている人たちが多いわけでしょう、この中には。だから、そういう人たちに学校が来てくれというのは、それはあり得るわけですから、そういうふうな説明をしないといけないんじゃないですか。

○石川教育長 わかりましたか。

○水崎委員 私が言うのは、もちろんこの方たちも活躍されていると思うんです。でも、なかな

か教育支援ボランティアに登録が少ないじゃないですか。その中で、お金を払ってもらえるほうに行っちゃうのかなという気がしちゃうんですね。

○小田原委員長 心配しているのは、教育支援ボランティアとこういう人たちというのは、どこが違うんだと。

○水崎委員 そう。扱いというんですか、依頼するときにも、学校が、そのところがよくわかっているのかなというね。なかなか登録者が少ないという状況がある中で、例えばスポーツ関係は特に教育支援ボランティアに登録していなくても、体育指導委員に頼めるんだから大丈夫ですよ、こっちのほうを利用してくださいという、そういうようなことが学校はわかっているのかなという気がするんですけど、どうなんでしょう。

○遠藤スポーツ振興課長 学校のボランティアと体育指導委員の関係ということは、こちらは確かに報酬を出しています。ボランティアはボランティアになっていますけれども、それが単に代わるというようなことは、今のところは、ボランティアに登録してやるとかしなければならぬのではないかなと思っていますね。

○水崎委員 もちろん別扱いというのはわかるんですけど.....。

○小田原委員長 それでは理解できないですよ。この委員は、スポーツ振興法に基づいて何をやるかという職務を与えられているわけですよ。体育指導のボランティア、学校に行ってボランティアで指導するという人たちとは全然違うんだと。水崎さんが考えていらっしゃる人たちではないんだと。余裕があって学校に来て指導してくださいと行って行く分には一向に構わないですよ。そこまで縛らない。この人たちは、法に基づいた、こういうことをやってくださいというのがあるんだということをきちんと言わないと。皆さんはそういうことを知って選んでいるわけでしょう。

○遠藤スポーツ振興課長 そうです。

○小田原委員長 何でそういうことを言えないわけ？

○遠藤スポーツ振興課長 今清水主査のほうから話がありました規則に則ってそういうふうな位置づけができていますから、それで私どものほうは業務についてはお願いしていますので、それは説明したとおりです。

○小田原委員長 理解できるように言わないといけない。

○石川教育長 教育委員会が任命した体育指導委員の方は、ゆとりがあって学校のほうの指導もお手伝いしたいということであれば、人材バンクに登録していただければ、それでいいわけですよ。そうしたら両方できる。体育指導委員のほうは、3年間、報酬が出るんですよ。わずかですけども。ほとんど土・日は出ているような状況ですから、仕事を持ちながらやっているもので、学校の部活の指導等には難しい面もあるかもしれません。

○水崎委員 もちろん別のものということなんでしょうけどね。

○石川教育長 こちらはどちらかというところ一般の生涯学習のほうです。人材バンクのほうは、どちらかというところ学校教育のほうですから、全然違います。

○小田原委員長 このねらいは、地域振興スポーツクラブだけ？

- 遠藤スポーツ振興課長 総合型地域スポーツクラブです。
- 小田原委員長 その普及のために活躍してもらう、そういうのが主なんです。法でできた主眼はね。
- 水崎委員 例えば部活なんかの外部指導員をお願いするとか、そういう立場の方とはまた分けて考えているということなんですね。
- 小田原委員長 学校クラブではなくて、地域型のスポーツクラブにしていこうということ。なかなか日本の土壌にはそういうのが育たないから、学校にずっといっちゃうから、そういう質問が出てくるだろうと思うんですよ。
- 水崎委員 今外部指導員が足りないとか、部活の存続が危ういと言われている教育現場の中で、こういう方たちにも協力してもらえるのだったらいいんじゃないかなという気がして発言したんですけれども、そこは別のもので、この方たちも忙しくてそんなゆとりがないというのであれば、むしろそこらへんも別に考えていかなくてもはいけないんだなというのがよくわかりました。
- 小田原委員長 全然逆なんですよ。学校でそういうようにクラブが成り立たなかったら、こういう人たちの地域クラブをつくっていきましょうよと、そういう話になっていくの。
- 水崎委員 そういう方たちがつくっていくんですか。
- 小田原委員長 それは行政も社会教育の中で 社会教育という話ではないと思うんだけどね。地域スポーツクラブを立ち上げていきましょうと。八王子にも幾つかあるわけでしょう。
- 遠藤スポーツ振興課長 3つあります。
- 小田原委員長 そういうものを各地域につくっていきましょうと。学校でクラブ活動ができなかったら、それはもういいですよ。そういうふうにしていかないと、日本のスポーツあるいはレクリエーション、体育は向上していかないだろう。学校の運動クラブだけというふうにしてはまずいのではないかという考え方なんです。だから、私なんかに言わせると、中学校の運動部が顧問がいなくなっちゃったからできなくなっちゃったというのだったら、そういうのはもう学校に頼るなというふうにしていかないといけないんじゃないかなと。
- 水崎委員 地域のそういうスポーツクラブのほうにとか.....
- 小田原委員長 地域なり何なり。それに近いものが、例えば柔道があるでしょう。柔道は個人にかなり偏っていますけどね。サッカーとか野球とかいうのは、結構そういうふうになってきていますでしょう。水泳にしても、新体操にしても、そういう方向性ができているわけですよ。日本はそういう方向をもっと進めていかないと、オリンピックの話をしていいのかどうかわかりませんが、なかなか期待できなくなってくるんじゃないかな。
- 石川教育長 日本の体育、スポーツというのは、学校を中心にずっと育ってきたんですよ。ところが、それでは委員長が言ったように発展性がないだろうということで、欧米がやっているようなスポーツクラブ、それにならって日本では地域で総合型のいろんな種目を、例えばサッカークラブ、体操クラブ、水泳クラブだとか、いろんなクラブがあるけれども、それを総合型、いろんなだれでもが参加できるクラブにして、地域の人たちを巻き込んで、健康で文化的な生

活のスポーツをその中に取り入れていこうという話なんですね。今そういう流れができていて、いつまでも官がお膳立てをしてやっている時代ではないだろうと。それだけではやっぱり発展がないから、民の力をそういうところに注ぎ込んでもらって発展させようという。だから、将来的には欧米のようなクラブ組織に移行していくことが考えられているわけです。

今、部活動の振興をまたここで改めて言っているわけですがけれども、それは健全育成の面も含めて、やれるところはやっていくんだと。だけど、将来的には、今ちょうど過渡期で、クラブ組織に移行していくんじゃないかというふうに、私は思っています。

○水崎委員 地域のクラブ組織に？

○石川教育長 ええ。

○小田原委員長 いわゆる子どもたちだけではなくて、赤ちゃんから 赤ちゃんというか、動けるようになってから、動けるうちはという、そういう欲張っている。

○水崎委員 総合型地域スポーツクラブというのが、どんどん活性化されていけばいいという感じということですね。

○石川教育長 そうですね。

○小田原委員長 その中心になる人たちをお願いしたいということでしょう。

○遠藤スポーツ振興課長 はい。

○石川教育長 要するに、底辺を広げない限りは上が高くないから、底辺を広げる、こういう人たちは主にそういう仕事をするんですよ。

○水崎委員 今このスポーツクラブはいくつできているんですか。

○遠藤スポーツ振興課長 3つです。

○水崎委員 それはまだこれから増えそうなんですか。

○遠藤スポーツ振興課長 来年度も立ち上げられるように、私どものほうで支援はしていきたいと思っています。

○水崎委員 今ある3つも活性化されているんですか。

○遠藤スポーツ振興課長 国で言われているような理想的な形には、まだっていないと思います。ただ、立ち上がった部分については、徐々にそういう方向にいけるようにしていきたいと思っています。

○小田原委員長 練馬あたりはうまくいっているの？

○遠藤スポーツ振興課長 区部はあまり詳しくわからないんですが、支部は26市中9市が、総合型が立ち上がっている地域なんですね。ですから、主に3分の1が立ち上がっている状況です。やはり国で言われるような理想には、まだ遠いのではないかなというふうに考えています。ただ、八王子は「体力づくりから総合型へ」ということで方針を決めまして今立ち上げたところですから、それに則って徐々に数は増えていくと思います。

○水崎委員 今39名ですけど、定員は49名ですね。足りない10名というのは、途中で委嘱されていくんですか。

○遠藤スポーツ振興課長 途中もし地域から上がってくれば、その時点をお願いしようと思って

います。

○水崎委員 全く入っていない地域も幾つかありましたよね。それは何か事情があるんですか。

○遠藤スポーツ振興課長 現実には、まだ地区から予定されている方が上がってきていないという状況でございます。これについては、私どものほうも上げてくださいという願いはしているんですが、現実には3地区、現在まだ体育指導委員がいない状況でございます。

○小田原委員長 ということですが、ほかにどうですか。よろしいですか。

では、お諮りいたします。第87号議案につきましては、このように決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第87号議案については、このように委嘱するようお願いいたします。

議案は以上です。

---

小田原委員長 続いて、報告事項となります。

まず、教育総務課から御報告願います。

天野教育総務課長 それでは、報告事項です。

八王子市の子ども体験塾ということで、こちらのほうでも御紹介させていただきました。今回、子ども体験塾、新制作座による「泥かぶら」について、実施が終わりましたので、御報告申し上げます。

資料のほうを見ていただきたいんですが、実施内容としまして、「泥かぶら」の上演。第1回目の上演が、元八王子町にあります新制作座のほうで、城山小学校の児童・教員、それから近隣の学校の先生等、参加者439名の方の参加をいただきました。その内訳は、そこにあるとおりです。2回目につきましては、3月8日、市民会館で行いました。参加者が1,080名ということで、内訳として、大人の方が554、右のほうにいきまして小・中学生合計476、子どもの合計が526というところがございます。大人、子ども、半々ぐらいでございました。

それから、ワークショップでございますけれども、この劇の中に城山小の児童5名が参加いたしました。中で一生懸命演技をしていたというところですよ。

次のページは、アンケートの調査結果でございます。当日アンケートをとりました。その中で、1番、2番につきましては省かせていただきますが、3番目で、「本日はどなたと参加されましたか」ということですが、「ご家族で」ということが87%ということで、ほぼ保護者の方とお子さんということで参加された。4番、演劇「泥かぶら」についての状況ですが、「あらすじは理解できましたか」ということですが、一番上の欄ですけれども、大人の方は、「よく理解できた」、「だいたい理解できた」という方で、合わせて87%の方。小学生、中学生の合計は、下のほうにいきますと、若干パーセンテージは減るんですが、小・中学生合わせて65%の方が「よく理解できた」「だいたい理解できた」ということになります。

ただ、その上の網かけの部分がありますけれども、低学年、中学年あたりの児童になりますと、「あまり理解できなかった」という方のパーセンテージが増えたのかなと。ただ、全体的には「理解できた」というところ。親子の方々が参加されたということで、非常に有意義なものだったかなというふうに思っています。

報告は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課の報告は以上ですが、何か御質問、御意見はございませんか。

川上委員 とてもいい内容だと思いました。私どものところにも新制作座から、公演は土曜日でしたが、その週の火曜日か水曜日に御案内をいただいたんですが、予定があって行けなかったということで、ちょっとここで伺いをしたいのは、新制作座でやったほうに関しては地域の方が対象ということではっきりとわかるんですが、市民会館のほうで千何名参加なさいましたね。これは自由参加でしたか。

天野教育総務課長 これにつきましては、学校のほうに通知を出しまして、学校から基本的には申し込んでいただいたということです。

川上委員 それは、やはり先ほどの職務のことにもかかわりますけれども、副校長先生のお役目だったのでしょうか。

天野教育総務課長 学校のほうにお任せしていた部分がございますので、集約については、その学校の中でやっていただいたということで、副校長先生にもやっていただいたと思います。

川上委員 それと、小学生、中学生のパーセンテージですが、保護者を含めた大人が554人、それから中学生、小学生、就学前児童ということで526人ということですが、これは、1,080人の中でのパーセンテージは出ていますけど、全生徒、児童の中でのパーセンテージはどのくらいなのでしょう。私が全部覚えていれればいいんですけど、526名は、就学前も入っていますけれども、あまり多くはないので、476名というのが全八王子の児童・生徒に対して割合はどのくらいになるのでしょうか。

天野教育総務課長 全部で1万3,000と2万9,000ですから、生徒全体で4万3,000ぐらいですか。

○小田原委員長 1%ですね。

天野教育総務課長 そうですね。1%ぐらいです。

○川上委員 わかりました。

○小田原委員長 これを多いと見るか少ないと見るか、どうですか。

○川上委員 この事業についての結果を検討するときに、また今後の企画をするとき、この数字というもの、それからそれを成功させるため、ここで実現させるために、どういう経緯でどういうふうにでき上がってきたかというところ、通り道ですね。通り道という言葉がわからないかもしれませんが、どういうところをお願いして、どういう人がどういう役割でこれが成り立ったかというところをもう一度検討する必要があるかなというふうに、ちょっと思いました。

天野教育総務課長 このパーセンテージ、人数の参加についてですが、まだまだもっとPRを

すればという気持ちがありました。ただ、申し込みが1,500人ぐらいだったので、その中で少した当日、無料という部分もあったかもしれませんが、参加者が少し減ったのかなというふうに思っています。そういった中では、もう少しPRした中で、まだ人数が増えたのかもしれませんが。もう少しPR方法も考えるべきかなと思ったところがあります。

○川上委員　ちょっと質問とは違うんですけど……。

小田原委員長　どういう質問をしているかというのをよく考えて答えないと。同じことの質問になっちゃうんだけど、子どもたちの参加者が526を多いと見るか少ないと見るかということなんです。僕はうんと少ないと思っているんですよ。前回とは違ってきて、子どもの数が増えているということは評価するとしてもね。これは、「学校で配られたチラシ」が207、「市の広報紙」が28、「ホームページ」が3、こういうのをどういうふうに見るかということだよ。そこを聞いているわけなんです。広報に努めたいというふうに言うけれども、じゃ、どういう広報を考えるのか。

天野教育総務課長　PRの仕方かなというふうに思いました。実際に全体のPRをした中で、メールや往復はがき等で来た数というのは少ないという状況だと思いました。ですから、学校を通じた中で、保護者の方に直接子どもたちが持って行って、こういうものがあるよという効果、これがやはり大きな効果があったというふうに思っています。

○小田原委員長　これは全員に配ったんですか。

天野教育総務課長　小学校3年生以上、中学1・2年まで、全員に配りました。

○小田原委員長　何で1・2年生に配らなかったり、中学3年に配らないかというのはよくわからない話だけど、配るのならみんなに配る。

○石川教育長　選択するのは向こうだから、こっちが条件をつけてはいけないんじゃないか。

天野教育総務課長　そのへんのところは課題だと思いました。

○石川教育長　先回りをして、受験だから中学3年生は対象にしないほうがいだろうと、そういう思いがあったのだらうと思います。低学年にはちょっとやっぱり難しいのではないかと、こんな思いがあつてきっとそのへんでやったのだらうと思いますけれども、個人差もあるから、対象はもっと広げたほうがいいのではないかというふうに思います。

小田原委員長　城山は1年生は行かなかったんですよ。わからないだらう。それと、遠いのを歩いて行って、また騒いじゃったりすると失礼に当たるからというのがあったかもしれないよね。川上先生のピアノには就学前の子どもは行っちゃいけないというふうに理解するのもかもしれないけど、思惑はあつたとしても、みんなに配って、見せたいものであるならばどうぞという形が基本だらうと思うんですね。

それから、川上先生の質問は、さらにもう一つあつたんだよね。副校長が配ったのか、主幹が配ったのか、担任が配ったのかとか、そこも問題があるんですよ。教頭に任せちゃっていたのかどうか。あるいは、担任はただ配っただけなのかとかいうようなことがあるわけですよ。難しいお話だと思いますよ。室町時代だか何時代だか、人さらいがあつたころの話だし、そういう話は小さい子どもには理解がなかなか難しいだらうと思いますね。ただ、この話をいいと

いうふうに、ぜひ見せたいというふうに思うならば、それなりのことをしていかないと、50万円かけてやるわけだからということなんですね。

○水崎委員 PRのことなんですけど、1月の「おおるり展」がありますね。小・中合同の作品展。あそこに置いてくださいと定例会でお願いしましたら、すぐに置いてくださったんですね。私は日曜日に「おおるり展」を見に行ったら、チラシが受付の机の一番端っこに置かれちゃったきりで、何かメモ用紙程度の置き方だったんですね。もちろんやっている内容も管轄も違うのかもしれないですけど、ほとんど積んだままで終わっているような状況だったので、私はすぐお願いはしたんですけど、せっかく置いてもらっただったら、もうちょっと真ん中に置いて「よかったらどうぞ」くらいのことで手渡してもらったら幾らかは違ったかなという気もするんですけど。その場では、PTAの方が受付をしてくださっているんですね。それで交代でやっておられるので、もちろん無理はないかなと思うんですけど、ああいうところである程度みんなが意識を持っていければ、またこういうのも活性化されていくのかなという気がしました。もちろん配ればいいというものではないですけど、作品展を見に来てくださるという方は、かなり意識も、こういうものについてもある方ではないかなという気がするので、また来年度、時期的にうまく合えば、PRの仕方なんかは、少し声をかけてもらったらいいのかなと。

○野村学事課長 確かに「おおるり展」ではそのような状況でした。PTAの方に窓口に立っていただいたので、こちらのお願いが徹底していなかったということは確かにございます。次回から気をつけます。

天野教育総務課長 PRにつきまして、まだ十分じゃなかったかもしれないです。いろんなときにお邪魔しましてお話しさせていただいたところですけども、これからもそういうことは大事だと思いますので積極的にやっていきたいと思います。

○石川教育長 私もこの観劇を進めたほうですから気にはなるんですけども、アンケートなんかをとって集計しているわけで、そのへんの話をもう少ししてもらいたいんですよ。特にわずかな数の人たちしか見てないわけだから、こういうのを何年か、もしよければずっと続けてやるということも大事なことだろうと思うんですよ。特に地元の劇団がやっているわけですからね。特に城山小学校の子どもたちを対象にしてやった、その城山小の子どもたちはどういう受けとめ方をしたのか、そのへんのところを知りたいですね。

それから、私が観た感想ですけども、ちょっと市民会館は入れ物が大き過ぎて、声を通らないんですよ。普通田舎芝居は観客のほうに顔を向けてしゃべりますけれども、ほとんど横を向いたまましゃべっているような状況があるものですから、要するに向こうを向いたときには聞こえてこないんですね。私は2段目の席の一番前にいたんですけども、それでも聞こえにくかったから、後ろのほうにいた人はほとんど聞こえなかったんじゃないかなというふうに思うんですね。

○小田原委員長 僕は新制作座の劇場で観たんですけど、あそこは小さいですよ。だけど、聞き取りにくかった。

○石川教育長 私は最後に主演の方が市民会館の入り口のほうにいたものですから、そういう話

はしました。とにかく声が小さくて聞きづらかった、ちょっと入れ物が大き過ぎたんじゃないですかねと。率直に言ってほしいということですから、できるだけ生の声を劇団にも伝えてもらいたいですよ。「私たちはぜひ勉強したい」と言っているわけですから。私も、かつて観たのとは迫力が違うんですね。ですから、ちょっと演技力も落ちているのかなと、そんな気もするんですけども。

それから、もう一つは、これだけ時代が進んできちゃって、わからない言葉だとか時代背景はあってもいいと思いますけれども、現代風にアレンジしてやるとか、そういうことをやっていかないと、古典だからといってずっとそのままいくと、廃れちゃうと思うんですね。そのへんのところも機会があったらまた話もしてみたいと思いますけれども、できるだけ生の声を伝えてやってくださいよ。

水崎委員　　私は何年前に観たんですけど、そのときは声もよく聞こえました。市民会館だったと思うんですけど、比較的前のほうの席だったんですけど、そのときは聞こえにくかったという印象もなく、感動というんですか、観てよかったという記憶があります。今回はちょっと観れなかったんですけど、声が聞こえないというのは残念ですね。

天野教育総務課長　　アンケートの中で自由記載欄がありまして、ここにはお付けしなかったんですけども、よかった点、またこういう点は少し考えたほうがいいんじゃないかというのがございます。そういった中では、今お話があったように「声が小さい」「セリフが聞き取れなかった」という部分もございますし、また、いい点では、「思いやりの心を訴えるような内容だった」というようないい点があります。城山小のほうについては手元に集計がないんですけども、あちらのほうも終わった段階で、校長先生には、そういった内容についてのアンケートをとっていただきたいという話をしておりますので、何らかの形でとっていると思いますので、それについてはまたこちらのほうで参考にさせていただきたいと。

あと、劇団のほうにつきましても、こういったアンケートの結果につきましては、今のお話のとおり、こういった声がありますよということで伝えていければなというふうに思っています。

○小田原委員長　　城山小学校では、帰ってきてから子どもたちに、低学年は絵日記風の感想文を書かせていて、高学年は原稿用紙に作文の形で書かせていたけれども、覗いて見た限りでは、子どもたちは観てよかったと。それから、女の子に同情したりしたという感想を書いていたけれども、今の教育長のお話のように、生の声をもうちょっと整理して、私たちとしてもどういう点を生かしていくか、新制作座のほうには、こういうことがありましたということは伝えて、来年、またどうするか考えてお願いしたいと思います。

ほかにどうですか。「夢・感動体験事業」だから、そういうものをぜひ企画していただきたい。ゆめゆめ元に戻らないようお願いしたいと思います。

○水崎委員　　ワークショップに参加した5名の子どもには感想文とか出してもらったんですか。

○天野教育総務課長　　すみません、そこまでは……。

○小田原委員長　　それは、舞台上でやりとりをしていましたよ。子どもたちは喜んでいました。こ

んなことはなかなか経験できないわけで、非常に喜んでいました。「こんなことができて本当によかった」と。自分も出たかったというような子どもたちもいっぱいいたんじゃないかと思えます。

よろしいでしょうか。それでは教育総務課のほうは以上ということで、続けて、生涯学習総務課から御報告願います。

○米山生涯学習総務課長　それでは、報告事項の2番目の、生涯学習スポーツ部にかかわる「平成20年度催し物等一覧」について、齋藤課長補佐から説明します。

○齋藤生涯学習総務課主査　平成20年度に予定しております生涯学習スポーツ部の催し等について御報告をさせていただきます。資料「平成20年度催し物等一覧」をごらんください。

事業数でございますが、部全体で、他団体との協働事業を4つ含めまして、全部で203事業でございます。

資料の表でございますが、1ページを開いていただきまして、左側から、事業名、事業内容、募集人員・時期・会場、対象、前年度実績となっております。網かけをした部分が新規事業でございます、14事業でございます。斜線の部分が廃止をした事業でございます。

それでは、所管ごとに御説明いたします。

1ページから2ページ、生涯学習総務課でございます。「生涯学習コーディネーター実践講座」など29事業を予定しております。また、主催事業ではありませんが、慣例事業といたしまして2事業を行う予定でございます。

次に、3ページから6ページまで、生涯学習センター及び南大沢、川口分館でございます。新規事業であります「家庭教育子育て自主グループ」を含めまして、3館で31事業を予定しております。また、川口分館では、協働事業としまして1事業を行う予定でございます。

次に、7ページから9ページ、文化財課ですが、郷土資料館での特別展「オリンピックがやってきた」など21事業を予定しております。また、協働事業として1事業を行う予定でございます。

次に、10ページから15ページの図書館でございますが、新規事業であります「ブックスタート事業」を含めまして42事業を予定しております。

続きまして、16ページのこども科学館でございます。プラネタリウムの投影を初め15事業を予定しております。

次に、17ページから19ページのスポーツ振興課でございますが、「夢街道駅伝競争大会」や「八峰登山大会」など29事業を予定しています。

最後に、20ページから26ページ、スポーツ振興課のうち市民体育館、甲の原体育館ですが、一般開放、スポーツ教室等、52事業を予定しております。

以上でございます。

小田原委員長　生涯学習総務課の説明は終わりました。本件につきまして、御質疑、御意見はございませんか。

それでは私のほうから。斜線の部分、取りやめになった部分で、ほかの事業に組み込むとい

う形のものによくわかるんです。あるいは、免許制度がなくなったというのはね。ところが、青少年委員制度が廃止になったから「体験ひろば」はやめるというのは、理由にならないんじゃないですか。あるいは、図書館が気になるんだけど、きょうは参事がいませんけど、図書館が、「読書の日」は残っているわけだよね。憲章はもう成立しちゃったからいいけれども、「読書の日」は残っているわけでしょう。生きているわけでしょう。そうしたら、その「読書の日」に関して何かやるというのまでもやめちゃうわけ？ そこらへんが気になる。

○米山生涯学習総務課長　　まず1点の青少年委員制度の廃止、この理由はちょっとまずかったと思いますけれども、それについてはもう少し理由を考え直します。

小田原委員長　　理由を考えるんじゃないくて、やってほしいんだよ。

○米山生涯学習総務課長　　実は、これについては、親子を対象にピザづくりとかそういった形で年1回、青少年委員にやっていただいている部分がございます。

小田原委員長　　青少年委員に代わる人たちがいるわけでしょう。やめたというのは、こういう活動をやめちゃえとって青少年委員をやめたわけではないでしょう。おかしいよ。理由を考えるのではなくて、中身をやってほしい。

○米山生涯学習総務課長　　これは何を言っても言い訳に聞こえちゃうとは思うんですけど、基本的には、青少年の関係はこども家庭部というところの多少棲み分けの部分がありまして、このへん、なくすにあたってはかなり議論したところですね。

○小田原委員長　　それじゃ、これはこども家庭部でやるの？ やるのならいいけど、そういうふうに何とかへ移行するとか何とかに組み込むということだったらわかるの。あるいは、この中身が事業としては不適切だから教育委員会のあれではないというのならわかるよ。じゃ、こども家庭部でやるのならいいよ。だけど、そうじゃないでしょう。これは、そういう縦割り行政の話になって、そんな話をしたら市長にも怒られるよ。これが下らんことだったからやめましたということならわかるの。下らんということ以外の理由は認めないからね。理由を考えてはだめよ。

○石川教育長　　今までの実態はどうだったの。それに基づいて、継続するとか、やめるとかいう話になるんじゃないの。

○米山生涯学習総務課長　　実態は、昨年やったのは、ピザづくりと、プラスチックボトルによる飛行機という屋外体験を親子で実施したという形で、参加者は80名ぐらいありました。

小田原委員長　　それは多いか少ないかですね。

○米山生涯学習総務課長　　参加者としては、かなり多いほうですね。毎年、親子で工作関係をいرونな形でやっていたということで、青少年委員活動の一環としてやっていたという形なんです。

小田原委員長　　私は、この事業内容が「協力や思いやりの心を養い、子ども達の健全な成長を図る」というのがあるものを、こういう理由でやめちゃうということは、非常にけしからん話だと思うの。しかも、80人といったら、親子でやるわけだから40組来るということは、例えば浅川で何とか探検隊みたいなことをやったって、40組集まるなんていうことはないんで

すよ。民間でいろいろやっているような話にしてもね。そういうものを残してやっていかなければ、あるいはもっと広げるといことを考えていかななくてはいけないと思います。

だから、こども家庭部にやらせるのではなくて、そういうことは教育委員会が全部受け持つほしいと思います。そうでなかったら生涯学習スポーツ部は教育委員会には要らない、またそういう話になっちゃう。ぜひ考えてください。

○米山生涯学習総務課長 はい、わかりました。

小田原委員長 同じことが、もう一つ何かあったね。

○米山生涯学習総務課長 「市民読書の日」の関係ですね。

○石井生涯学習スポーツ部主幹 「読書憲章制定」は平成18年度に既に制定を行いました。「市民読書の日」につきましては、毎年10月27日を「市民読書の日」として制定しております。

14ページの下から2段目、「はちおうじ読書の日記念事業」ということで、毎年10月27日に「読書の日」の記念事業をこちらのほうで実際には毎年継続して今後も行う予定です。

小田原委員長 わかりました。この書き方が「・」があるからね。「読書の日」が残るのに憲章は制定されたからおしまいですが、そういう話になっちゃうようにとっていたから、それはまずいんじゃないですかという話なんですよ。「市民読書の日」の「・」を取らないとまずいんじゃないですか。わかりました。読書の日の話はやるわけね。

○石井生涯学習スポーツ部主幹 やります。

小田原委員長 これは、例えばこの日に読書感想文の表彰をすとかいうようなことはやっている？

○石井生涯学習スポーツ部主幹 「読書感想画コンクール」ということで、毎年、小学校低学年、高学年、中学校で行っています。19年度は262点の応募がございました。20年度につきましても行う予定でございます。

小田原委員長 この「読書の日」に合わせてそういうようなこともぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そのほかはいかがですか。よろしいですか。それでは、生涯学習総務課の催し物一覧については以上です。

続いてもう一つ、生涯学習総務課からの御報告。

○米山生涯学習総務課長 それでは、高尾の里拠点施設基本設計の概要についてということで、中間報告になりますけれども説明させていただきます。この概要を報告する前に、今までの経過の概略をざっと、御存じの方もおられるとは思いますが、説明させていただきます。

この高尾の里拠点施設を整備することになったきっかけというのは、東京都の行政改革の一環として、平成12年3月に東京都高尾自然科学博物館の運営についての事務事業評価結果が出て、一次評価というのは事業所管局ですけども、Bランクの継続でしたが、第二次評価で総務局でEランクということで廃止の方向が決定されました。これを受けて事業所管局と同施設の移管について八王子市と協議に入りました。平成15年10月24日には、東京都と、無償譲渡と博物館機能を継承することで覚書を結びました。同年12月には、博物館機能の継続

内容、施設の解体あるいは施設建設等の合意書を結びました。

これを受けて市は、平成17年8月から、「(仮)高尾の里整備検討協議会」を立ち上げ、同協議会から「(仮)高尾の里整備検討協議会提言書」が提出されました。この提言書のコンセプトとしては、新しい門前町、現代に生きる門前町とし、3つの基本理念として、高尾の自然と歴史を知り、自然を生かした個性あるさわやかな憩いと交流の空間、伝統文化を楽しく学習できる文化的かおりが漂う環境。そして、機能としては、博物館機能、体験学習機能、交流機能、あるいは環境情報発信機能の導入と公民館の活用としました。

この提言書を受けて、平成19年3月に「(仮)高尾の里拠点施設基本計画」を策定しました。この計画の基本方針としては、1つには、自然を愛する心を育てる場とする。2として、観光客のための温かみのあるビクターセンターとする。臨場感あふれる伝統文化の体験の場とする。市民や地域とともに協働してつくる交流の場とするという形で、施設規模としては、新施設が約1,500平米、古民家が300平米としました。

この基本計画を受けて、本日の御説明ですけれども、基本設計がほぼ固まったため、その概要について報告します。その前に、この拠点施設と教育委員会のかかわりですが、一つには博物館機能、もう一つは車人形を中心とした古民家の活用になります。

それでは「高尾の里拠点施設基本設計(案)【概要版】」の1ページをごらんください。1ページは計画の条件で、敷地、建物等の概要が書かれています。ちょっと小さくて見にくいので申しわけありませんが、敷地が6,300平米、建物については1,500と300平米。

2ページをごらんください。2ページは、計画の方針という形になります。これは基本設計等を受けてやっております。

3ページが、計画の概要になります。施設の規模の1階、2階という形になります。基本計画では1,500が1,600平米になっております。

次に、7ページをごらんください。これが計画の平面図になります。新施設と古民家、隣には高尾森林センターが建っている図面でございます。

次に、11ページ、これが計画の20号線のほうから見た全体のイメージ図になります。

それから、12ページが、北、西側からのイメージ図です。

それから、13ページが、広場から見た新施設のイメージ図になります。

それから、14ページが古民家のイメージ図になります。

それでは、8ページにお戻りください。8ページは、新施設の1階の平面図になります。上のほうに企画展示室と常設展示室、ここが約500平米ありまして、ここに博物館機能を来年度から展示設計をする予定になります。

9ページが、その2階になります。2階は、レクチャールームとボランティアルームという形になります。

10ページをごらんください。10ページは、古民家の平面図になります。

それでは、飛ばしまして、15ページをお開きください。拠点施設の基本的な考え方になります。ここで、左上ですけれども、4つの基本方針があります。「自然を愛する心を育てる場と

する」から「市民や地域と共に協働してつくる交流の場とする」という形です。それをするために、その隣で、自然、歴史、人的資源の活用を図る。その下にあって、高尾を中心とするこの施設は、「観光」「学習」「交流」拠点の創出という形で、ここはまとめてあります。

次に、16ページをお開きください。これは運営の基本方針になりますけれども、大きく「おもてなし」「学び」「なかま」の3つの視点を重視した管理運営の実現を目指しているというふうになっています。

続いて17ページ、施設の運営の展開や活用方法がここに書かれております。あくまでも基本設計ですので、実施設計でもう少し具体的な形になります。

次に、18ページになります。まず、新施設の利用者についての流れですが、導入から展開という形で、興味・関心を起こして、発見して、探求して、高尾山というフィールドに行っていたらこうというようなコンセプトに基づいて展示を考えているという形の図でございます。

19ページが、実際の展示項目はこんな項目を今のところ考えておりますよという形になります。

それから、20、21ページが実際の事業計画、特に21ページについては、新施設での年間事業計画と周辺のイベントが落とし込まれております。

概要については以上でございますが、今後の予定は、この基本設計に従って具体的に来年度、20年度は実施設計に入る予定です。実施設計については、具体的な建物の構造とかを決めながら、あと一つは、基本設計に基づいて実際にどのような展示をするかが入る予定になっております。

報告は以上でございます。

○小田原委員長 生涯学習総務課からの説明は終わりました。本件について御質問、御意見はございませんか。

○水崎委員 パブリックコメントというのはもらいましたか。

○米山生涯学習総務課長 基本計画のときにパブリックコメントは受けております。この計画のときは、基本の流れを決めるところで、今回の実施設計というのは、実際に具体的にどんなものを落とし込むかと。

○小田原委員長 もう少し深めて答えていただけませんか。

○米山生涯学習総務課長 建物を建設するに当たっての手法として、一つには、基本計画のときに一度市民意見をいただきました。それについては、ネット上でこういう形で回答を出しています。項目的には、具体的に、賛成の意見と、高尾にある現在の木の問題と、あと、自然科学博物館でしたから、博物館機能ではなくて、きちっとした博物館を立てるべきだとか、そういう意見をいただきました。その意見を基本的には基本計画のほうにかなり生かさせていただきました。それで、実際に基本計画に基づいて、基本的な考え方、ベースの部分ですので、今回の基本設計に当たりましては、地元で説明会を三度ほど行っております。それで地元からかなりの御意見を伺っております。それから、自然系の団体にも個別対応をしまして、そちらにも説明しながら御意見は伺っているという形になります。

これについては、今は「案」ですので、「案」が取れましたら、ネット上で公開して御意見を伺うような形をとります。実際に基本設計の段階でまだまだ御意見を全部、実施設計の段階で落とし込んだほうがいい部分もありますので、そこについては、ここでまた御意見を伺いながら実施設計という形になります。

○小田原委員長 そんなに御意見を聞いて取り入れるというふうに言って大丈夫ですか。

○石川教育長 入れられるものについてじゃないの。

○米山生涯学習総務課長 入れられるものについては入れておりますけど……。実は、地元とかそういうところにも、何十回となく個別交渉とかしておりますので、意見はかなり入っております。

○小田原委員長 基本設計から実施設計なんだから、もうほとんどこれは変えられないと、私はむしろ思います。微調整はあり得るという段階だろうと思いますよ。これは非常によくできているですよ。生涯学習スポーツ部がつくったものとしては稀に見る。

○米山生涯学習総務課長 コンサルタントが入っていますので。

○小田原委員長 でしょう。だから、非常によくできている。だから、これを変えるというのは非常に難しいと思う。これはいろいろ言うと、自然何とか団体のほうから、稲荷山から持ってきて見せるようにしてほしいとかいう話にたぶんなるだろうと思うけれども、それはスペース上無理ですという話にたぶんなると。つまり、自然だけではなくて、歴史、文化、人間というところも考えた新しい博物館とか何というのだろうな。高尾の里なんだから、博物館といっちはいけないのだろう。だから、そういう点で御理解いただくと、そういう話になるだろうと思います。

それで、いかがですか。

○川上委員 7ページの、北広場のところに出るのは、こちらの参道からは入れるんですか。20号線から一つ、橋で入れますね。参道から一つここで入れる。今駐車場になっているところなのかしれないけど、入れますね。もう一つ、その奥に、網かけになっているところ、モミジ、モミジ、北広場というところがありますね。そこへは参道から入れるんですか。

○米山生涯学習総務課長 はい。北広場のそこに小さい矢印がありますね。階段を下りて、点々があって、ちょっと凹んでいる矢印がありますね。新施設のところです。これは入れます。

○石川教育長 これは通路なんでしょう。

○米山生涯学習総務課長 はい、通路です。

○川上委員 いいものを建てても、20号線から人に回ってもらうということは大変なことだと思うんです。人の流れ。一番奥のところの高尾山口でしたか、あそこから皆さんは入ってしまうので、もしできたら反対側から入るようなことはできないんですか。清滝駅のところからどこか通って……。

○石川教育長 トンネルを掘るという話も出ていたんですね。

○米山生涯学習総務課長 このアイデアについては、地元からもいろんな意見が出まして、この新施設は、基本的には、当初は正面、一番下側からだけだったんですけども、地元の意見と

しては、この北広場を施設の正面にしると、入り口を、という御意見が出ました。それから、清滝駅からトンネルを掘って施設と直結しなければお客さんが来ないという意見がございました。それはなかなか金額的な問題等でちょっと難しいという中で、基本的には、新施設の入りは、北広場が1カ所と、正面。それから、南広場になっているところについては、森林センターとの協働事業とかやる場所で、そこに1カ所と、3カ所、出入り口を設けております。

それから、古民家については、入り口は1カ所なんですけれども、実は、伝統芸能を稽古しているのが見える形にしるという御意見がありまして、この図面でいくと、左側の真ん中へんに凹んでいる部分があるんですけれども、そこから中が見えるようにガラス戸みたいな形で、外からも稽古がふらっと見られるような形の構造をとっております。それから、中へ入っても見えるような形です。

○小田原委員長 西川古柳座はここに毎回練習に行くということになるんですか。

○米山生涯学習総務課長 今、西川古柳座とは詰めておりますけれども、車人形を中心とした伝統芸能を主体的にこの場所でしましょうよという形で、内容を詰めている最中でございます。

○小田原委員長 高尾山のほうから、ここにこういう施設がありますよという看板というのか矢印、そういう整備だろうね。そこがポイントになると思う。

○川上委員 駅から直接20号線に出る人はいませんからね。人の流れをどういうふうにつくるか。人の目につくような看板、さっきから広報というふうに言っていますけれども、人の目線に合わせたものをつくらないと、ここは駐車場が少ないですから、入れませんよね。そうしたら、人はどういうふうに行ったらいいのだろうか、そちらのところも考えないと。

○小田原委員長 それから、ここに信号をつけて「高尾の里」とかいうのがぶら下がるとか、そういうのが大事になってくる。高尾警察署にお願いして。

○米山生涯学習総務課長 実は私も何回か日曜日に行ってみまして、人の動向というのは、まずこの北広場の細い道の入り口まで来る方はほとんど少ないですね。その手前で、高尾山口にほとんどお客さんが行っちゃうんですよ。本当に込んでいるときに、この先にお土産屋が1軒あって、ほとんど手前なんです。こっちはそば屋なものですから、川上委員がおっしゃるように、いかに人の導線と案内をするかによって変わってくるという形になります。

○小田原委員長 だから、そば屋の広告ぐらいを取りながら、そば屋と一緒に、こっちに高尾の里がありますよという看板をつくる。

○川上委員 何かチラシを入れたりね。

○小田原委員長 知恵を出し合って。

○米山生涯学習総務課長 もう一点は、実は、東広場というところを設けたというのは、できるだけ新施設と、森林センターもそうなんですけど、イベントをやってここにお客さんを呼ぼうという中で、そういう場所を設けました。

○小田原委員長 植木市とか、いろいろやるんですか。

○米山生涯学習総務課長 広場さえあれば何かできますので。

○小田原委員長 市民センターで山野草展とか、地域の人たちの栽培を楽しんでいる人たちがい

るわけだから、そういう人たちがやって、それを求めにこっちにも寄ってくるというふうな話とか、いろいろできるだろうと思うんですよ。このコンセプトの中でこういうのを本当に生かす形をぜひやって、自然科学博物館がなくなって悲しんでいる人たちも、よかったと喜んでもらえるものを。動員すれば10万を超えるわけだから、ああいうのをを超える形というのは幾らでもできると思うんですよ。だんだん少なくなっていったものが、やめるぞと言ったら10万を超えちゃうんだから。

○米山生涯学習総務課長 12万いきました。

○小田原委員長 一時期、2万人ぐらいまで減っちゃっている。これは、例えば、大津にある博物館が閉館になったと。休館か。という話も、だんだんと減っていったことと休館になっちゃった。休館にするということは、なくなるという前提だからね。だから、そういうふうにならないように、これをもり立ててほしい。

○米山生涯学習総務課長 実は、パル多摩の歴史ミュージアムをちょっと見に行ってきましたら、展示面積が半分になったという形なんですね。特に博物館の自然系とかこういうものというのは、どうしてもお客さんへのPRが足りない。PRというよりも、むしろ展示よりもイベントをかなり増やしていかないとなかなか難しい部分があります。ですから、今回の拠点施設の自然系については、21ページに書いてあるように、周辺のイベントとかそういうものと共催ということで、周辺のイベント等を洗いざらい調べて、その中で協働事業なども探っていこうという考え方があります。

○川上委員 この周りの植栽ですけれども、人には、いつも、いつも、何回も意識しないで見ているところが記憶に入る。東広場でイベントをしたいということですが、そこでそういうものがあるんだということをいつも意識づけるために、ここを木が囲まないほうが、中が全部見えるようにしておいたほうがいいようにも思うんです。私は、よく高尾山へ行くんですね。ここを通して、一つ手前の橋を渡るんですが、次のところは何もありませんよね。すぐ次でしょう。そこに今度できるわけですね。それは、私は逆に、こちらの下に車が入ることがある、人が通るのだったら、古民家のあり方がちょっと心配になります。でも、決まったことですから、どのように生かすかです。

○米山生涯学習総務課長 植栽については、当然植栽基準がありまして、本数だけは植えなければいけないんですね。だから、そこをどう植えるかというのは、とりあえずこれはイメージ図ですので、まだ決まっておりませんので、これは伝えておきます。

○小田原委員長 高さ制限もあるんですか。高い木が何本とか。

○米山生涯学習総務課長 そうです。高木何本、低木何本という本数が決まっておりますので、かなりの本数を植えなければならないというのが、今厳しいところですね。

○小田原委員長 このイメージ図で言えば、階段のところ、北広場のほうからどれだけ人を入れられるか、ここがポイントになるのかな。このイメージ図だと、小道を発見するのは非常に難しいですね。ここまで来なければわからない。そこをどういうふうに誘導できるか。あと、田んぼを買って駐車場をつくる。学校教育部のほうにも働きかけて、教育としてお金を取れば

いいですね。やっぱり駐車場は欲しいな。

○水崎委員 今現在、駐車場200平米となっていると思うんですけど、何台ぐらいですかね。

○小田原委員長 5台です。

○水崎委員 それだけ。

○小田原委員長 それだけです。

○菊谷生涯学習スポーツ部長 基本的に駐車場は設けないと。

○水崎委員 設けてはいけない。

○菊谷生涯学習スポーツ部長 いいえ、設けない。駐車場の要望があったんですけどもね。

○小田原委員長 駐車場3台はあるよ。

○菊谷生涯学習スポーツ部長 台数の多い駐車場という話もあったんですけど、それについては、  
祈禱所とか観光協会さんがやっている駐車場とかありますから。

○小田原委員長 このスペースで考えたら、このスペースでは、この中には……。だから、田んぼを買うということなんです。

○水崎委員 でも、駐車場があったほうが人は来ますよね。

○小田原委員長 田んぼをつくっている方に寄附してもらおうとか。

○川上委員 でも、逆に、ここで車が見えちゃうとね。

○小田原委員長 ただ、田んぼは欲しい、残したいんだよな。こういう場所だから、田んぼは残したい。電車で来て、こっちまで足を運んでもらうということだと考えて。

○石川教育長 その導線をうまくつくってもらうんだな。

○小田原委員長 そうだな。看板です。しゃれた看板。子どもたちに、そういう矢印の看板を募集するとか、それでそういうのを使ってやることね。そうすると、子どもたちは自分にかかわってくる。瑞穂だったか、橋の名前の表示を子どもたちにつくらせて、それをはめ込んだんですね。子どもたちは、橋とか川を大事にするというふうになりがちが変ってくる。そういうこともあるから、考え方としてはいろいろなことがあると思うんですね。そのほかにいかがですか。

○米山生涯学習総務課長 そのへんは、展示室等、そういうところで子どもたちの展示と参加型を考えていきたいと思っています。橋については、ちょっと厳しい。

○小田原委員長 橋ではなくて、矢印を子どもたちに募集する。

○米山生涯学習総務課長 それについては、また検討会のほうで。一番重要だと思いますので。

○小田原委員長 例えば、青梅はレトロのまちで売っているんだよね。そこに住吉神社があって、そこを歌の道場みたいにしようというふうにして、そこで募集するわけですよ。市民はそこに集まってくるわけですよ。そこは非常にいろいろ考えていますね。ただ、来てもらうだけでは、お参りに来てもらうだけではなくて、まちを知ってもらう。それから、文化のまちにしていこうと。だから、八王子もそういうまちにしていこうというところで、ぜひ。

○米山生涯学習総務課長 わかりました。

○小田原委員長 ということでよろしいですか。たぶん来年はここにそういうものがいろいろ入

ってくることを期待しています。

○米山生涯学習総務課長 十分お応えしたいと思います。コンサルにはきちんと伝えてありますので。

○小田原委員長 この業者に、もっと考えろと言ったら、いろいろ考えてくれると思う。これだけのものをつくる場所だから。

○米山生涯学習総務課長 だいぶ私のほうからも言っているんです。

○小田原委員長 ということで、生涯学習総務課の報告は終わりました。

予定された事項は以上ですが、ほかに何かございますか。

○石垣学校教育部長 特にございません。

○小田原委員長 ないようでございます。

委員の皆さんからはいかがですか。

では、特にないようでございますので、暫時休憩ということにいたします。

休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

【午後3時54分休憩】